

介護保険における住宅改修費の支給

介護保険で住宅リフォームに上限18万円を支給

概要

認定を受けた、要介護者、要支援者が居住する住宅で住宅改修を行おうとする場合、実際の住宅改修費の9割相当額が、償還払いで支給される制度です。

住宅改修費の支給限度基準額は20万円で、1割は申請者の自己負担、9割の18万円が支給額の上限となります（一定以上の所得のある利用者は2割）。

住宅改修が必要な理由書などの事前提出、工事費用発生の実状がわかる書類などの事後提出など、市区町村への申請が必要です。

これだけ
お得です!!

●支給限度基準額:20万円

1割を自己負担（一定以上の所得のある利用者は2割）として、当該改修費の9割である最高18万円が支給されます。

※要介護状態区分が3段階以上重くなった場合、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます

このような工事が対象です

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式トイレなどへの便器の取り替え
- ⑥その他、上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

申請の手順

- ①要介護者、もしくは要支援者認定を受ける
- ②住宅改修についてケアマネージャーなどに相談
- ③住宅改修の下記書類を市区町村などの保険者へ提出
 - ・支給申請書
 - ・住宅改修が必要な理由書
 - ・工事費見積もり書
 - ・住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真または簡単な図を用いたもの）

※保険者が提出された書類などにより、保険給付として適当なリフォームかどうか確認します
- ④施工
- ⑤工事終了後、下記書類を保険者へ提出
 - ・住宅改修に要した費用にかかる領収書
 - ・工事費内訳書
 - ・住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
 - ・住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合）

※保険者が事前に提出された書類との整合性や、実際に工事が行われたかどうかなどの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費の支給を決定します

特例

- 住宅改修に着工する必要のある方が、申請を行うことが制度上難しい場合など、やむを得ない事情がある場合には、事後提出時に事前提出すべき申請書類などを提出することができます。

地方自治体などの中には、独自の制度として補助額を上乗せしているところもあります。
お住まいの自治体のホームページや担当窓口にご確認ください。

制度の
詳細

厚生労働省またはお住まいの市区町村
<http://www.mhlw.go.jp/>

